

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

	ページ
◇ 規 則	
○ 北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則【教育委員会中央図書館庶務課】	2
◇ 告 示	
○ 街区の区域変更及び増設【市民文化スポーツ局市民総務部戸籍住民課】	3
◇ 教育委員会	
○ 北九州市立図書館規則の一部を改正する規則【教育委員会中央図書館庶務課】	5

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成30年11月13日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第61号

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の一部の施行期日を定める規則

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成30年北九州市条例第61号）中別表第2の図書館の項の改正規定の施行期日は、平成30年12月22日とする。

北九州市告示第449号

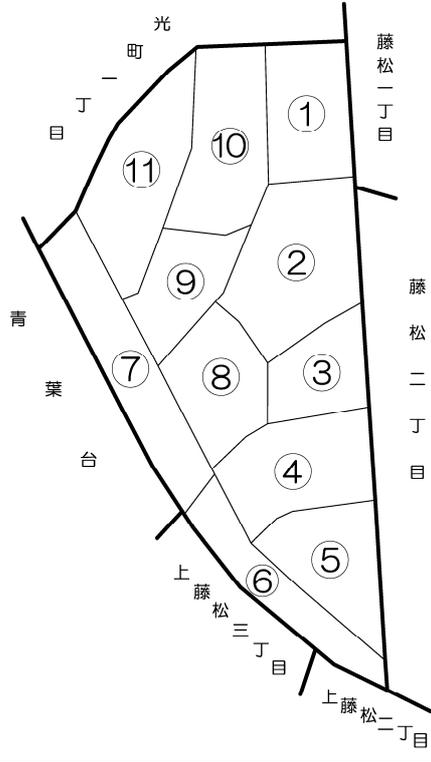
北九州市住居表示に関する条例（昭和41年北九州市条例第4号）第2条の規定により、別図1の北九州市門司区藤松三丁目9番及び10番の区域について別図2のとおり街区を変更するとともに、別図1の同区藤松三丁目の区域について別図2のとおり街区を増設し、平成30年11月13日から実施するので告示する。

平成30年11月13日

北九州市長 北 橋 健 治

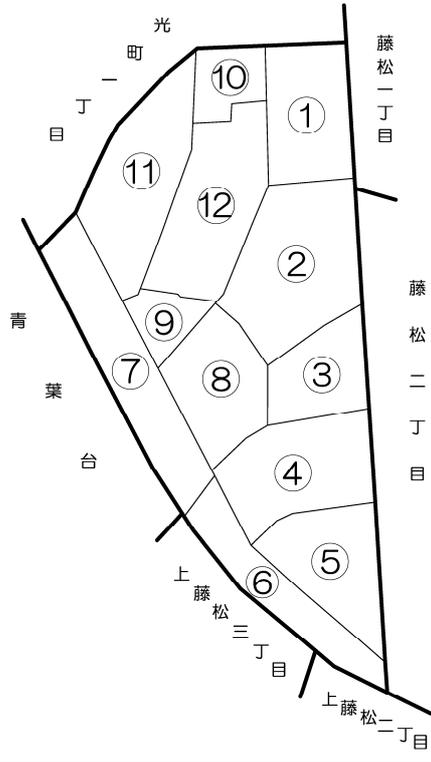
別図 1

藤松三丁目



別図 2

藤松三丁目



北九州市立図書館規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年11月13日

北九州市教育委員会

教育長 垣 迫 裕 俊

北九州市教育委員会規則第19号

北九州市立図書館規則の一部を改正する規則

北九州市立図書館規則（昭和47年北九州市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表中「中央図書館」を「中央図書館
子ども図書館」に改める。

付 則

この規則は、平成30年12月22日から施行する。